

監査公表 第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和 5 年(2023 年)12 月 15 日

湖南省監査委員 渡邊 悦夫  
同 堀田 繁樹

随 時 監 査 結 果  
(公の施設指定管理)

第 1 監査の概要

1) 監査の実施日

- ・令和 5 年 10 月 19 日(木)、20 日(金)

2) 監査対象施設

こども未来応援部 子ども政策課

○菩提寺学童保育所

総合政策部 地域創生推進課

○菩提寺まちづくりセンター

総合政策部 文化スポーツ課

○水戸体育館

環境経済部 環境政策課

○浄苑、笹ヶ谷霊園

環境経済部 商工観光労政課

○共同福祉施設(サンライフ甲西)

## 第2 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたり、担当課が所管する諸施設の中で、指定管理者制度に基づく基本協定書及び単年度協定を締結して指定管理料（一部除く）により管理運営している施設から対象を抽出した。随時監査資料（指定管理者監査）様式に基づき作成し必要資料の写し等を添付し、提出を求めた書類により担当課職員から説明を聴き取り、公の施設管理業務がそれぞれの「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」に基づき業務が遂行できているか監査を行った。

また、菩提寺学童保育所、菩提寺まちづくりセンターおよび水戸体育館については現地踏査も行った。

## 第3 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」により施設管理、書類の作成提出等適切に処理されており、指定管理業務については概ね適正であったと認められる。

しかしながら、特に今年度の随時監査（指定管理業務監査）だけでなく、全庁的に改善の必要があると考えられる点について次のとおり指摘し、同時に今回の監査対象施設について監査意見を述べることとする。

### 監査対象施設に対する意見

こども未来応援部 子ども政策課

○菩提寺学童保育所

施設については、「指定管理者業務仕様書」に従い概ね良好な管理運営が行われている。公金の取り扱いについては職員間で確認すると共に金庫の管理体制等についても留意され適正に管理されたい。

総合政策部 地域創生推進課

○菩提寺まちづくりセンター

施設については、「指定管理者業務仕様書」に従い概ね良好な管理運営が行われている。今後も利用者のニーズに応じた利用しやすい施設の管理運営と、住民主体の地域のまちづくりのため施設の有効活用に努められたい。

総合政策部 文化スポーツ課

○水戸体育館

施設については、「指定管理者業務仕様書」に従い概ね良好な管理運営が行われている。備品管理については、備品台帳等の整理と共に、適正な管理に努められたい。

環境経済部 環境政策課

○浄苑、笹ヶ谷霊園

施設については、「指定管理者業務仕様書」に従い概ね良好な管理運営が行われている。指定管理者から提出される各報告書等の書類については、十分に確認するよう努められたい。

環境経済部 商工観光労政課

○共同福祉施設(サンライフ甲西)

施設については、「指定管理者業務仕様書」に従い概ね良好な管理運営が行われている。指定管理者から提出される各報告書等の書類については、十分に確認すると共に公金及び金庫の適正な管理に努められたい。